

## 令和2年度白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 白鷹町鳥獣対策協議会長(以下「協議会長」という。)は、町内の農作物の鳥獣被害防止に有効な対策を講じるため、別表に定める事業実施主体(以下「申請者」という。)が行う被害防止対策活動等に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる事業に要する経費とし、補助金の額は同表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電気柵等の設置に着手する前に次に掲げる書類を添えて協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) その他協議会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 協議会長は、第3条に定める申請書を受理した場合は、当該書類を審査するとともに、必要に応じて設置状況の確認を行い、適切と認められたときは、白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金交付決定書(様式第3号)により、申請者に対し、補助金の交付決定をするものとする。

(事業の変更)

第5条 交付決定を受けた申請者は、次に掲げる事項に変更がある場合は、白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、協議会長の承認を受けなければならない。

- (1) 申請者の変更
- (2) 事業に要する経費の2割以上の増減
- (3) 設置場所の変更

(事業の中止等)

第6条 補助事業の中止又は廃止について協議会長の承認を受けようとするときは、白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過する日又は事業を実施した日の属する年度の12月末日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(様式第1号)

- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) その他協議会長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第8条 協議会長は、前条に規定する報告があったときは、速やかにその内容の審査及び電気柵の設置に係る完成検査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、補助金を請求しようとするときは、前条の規定による額の確定後白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業費補助金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた電気柵について設置後5年以上の適正管理に努めるとともに、事故防止のための安全管理に努めなければならない。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

#### 別表（第1条、第2条関係）

補助対象事業	事業実施主体	補助率
鳥獣被害防止のための電気柵（農作物収穫前に園地に電気柵の設置を完了するものに限る）	農業者、農業者グループ等	補助対象事業に要する経費の1/3以内とし、1件当たりの上限を100,000円とする。 ※但し、100円未満は切捨するものとする。
	自家用農家	1、補助対象事業に要する経費の1/3以内とし、1件当たりの上限を10,000円とする。 2、自家用農家3戸以上の共同設置の場合は、上限を100,000円とする。 ※但し、100円未満は切捨するものとする。

※農業共済等の別の補助金を受ける場合は、補助対象事業に要する経費から補助金を除いた額の1/3が補助金の交付額となります。